

# 伊方町地域材利用木造住宅建築促進事業

伊方町では、町民が南予地域の森林から生産され、かつ地域の製材で加工された木材を使用した**木造住宅の建築を行う場合に、その経費の一部に対して補助金を交付します。**

この補助事業の概要は、以下のとおりです。

## □補助対象者

- 1.自ら居住するために伊方町内に木造住宅を新たに建築する町民
- 2.自ら居住するために伊方町内に建築された木造住宅（新築建売住宅）を購入する町民

## □補助対象住宅

- 1.南予地域で生産された木材で製材の主要部材にその体積の 60 パーセント以上使用して建築し、かつ住宅部分の床面積が 80 平方メートル以上の木造住宅
- 2.在来工法（軸組工法）により建築される木造住宅
- 3.建築基準法を充たしている木造住宅

### 【主要部材】

土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木

## □補助金額

補助金の額は、木造住宅に使用する南予地域材の材積 1 立方メートルに対し 1 万円を乗じて算出した額とする。ただし、限度額は 50 万円。

## □提出書類

### （事前）

補助金交付申請書、事業計画書、南予地域材使用率計算書、補助金計算書、建築現場位置図、納税証明

※変更、中止等があった場合も届出が必要です。

### （事後）

事業完了届、実績報告書、南予地域材使用率計算書、補助金計算書、建築証明書、納品証明書、購入証明書、建築契約書等の写し、住民票の写し、補助金請求書。

## □お問い合わせ先

詳しい手続きに関しましては、伊方町農林水産課にお問い合わせください。

■お問い合わせ先 伊方町農林水産課農業等支援係 0894-38-2658